

### 技術基準策定手順書 新旧対照表（案）

（変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。）

変 更 後	変 更 前
<p>（分科会の書面投票）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 規程第21条第2項の <u>会議における</u>採決は、規程第20条第5項の規定を準用する。</p>	<p>（分科会の書面投票）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 規程第21条第2項の <u>挙手による</u>採決は、規程第20条第5項の規定を準用する。</p>
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	